

議案第86号

三朝町基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年9月7日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町基金条例の一部を改正する条例

三朝町基金条例（平成21年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立 て	運用益 金の整 理又は 処理	処分事 由	名称	設置目的	積立 て	運用益 金の整 理又は 処理	処分事 由
略					略				
12 三朝町ふるさと応援基金	三朝町における、次に掲げる事業の推進に資すること。 （1）・（2）略 （3）新型コロナウイルス対策に関する事業	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	第2欄に掲げる事業の財源に充てるとき。	12 三朝町ふるさと応援基金	三朝町における、次に掲げる事業の推進に資すること。 （1）・（2）略 （3）新型コロナウイルス対策に関する事業	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	第2欄に掲げる事業の財源に充てるとき。
13 三朝町新型コロナウイルスの影響を受けた事業者が借	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が借	一般会計歳入歳出	一般会計歳入歳出予算に計	第2欄に掲げる事業の財					

ナウ イル ス感 染症 対応 資金 利子 補給 基金	り入れた資金 に対する利子 補給を行い、事 業継続及び安 定的経営を支 援すること。	予算 に定 める 額	上して 当該基 金に積 立て	源に充 てると き。					
<u>14</u>	略				<u>13</u>	略			
<u>15</u>	略				<u>14</u>	略			
<u>16</u>	略				<u>15</u>	略			
<u>17</u>	略				<u>16</u>	略			
<u>18</u>	略				<u>17</u>	略			
<u>19</u>	略				<u>18</u>	略			
<u>20</u>	略				<u>19</u>	略			
<u>21</u>	略				<u>20</u>	略			
(備考) 略					(備考) 略				

附 則
この条例は、公布の日から施行する。